

【事業内】

研修の受講資格と研修時間（受講資格表）

受講者の経歴・取得済み資格に応じた研修の種類ごとの研修時間数は次のとおりです。
 各欄の時間は、資格取得のための最低研修時間（学科＋実技）を示し、印は、研修不要のものを示します。
 経験年数欄は、受講に必要な当該機械の点検又は整備の経験年数を示します。ただし、〔 〕は設計又は工作の経験年数を示します。また、経験年数は、受講者の経歴・取得済み資格後における経験年数となります。

受講者の経歴・取得済み資格		経験年数	研修の種類		車両系建設機械				高所作業車	備考 検査実施台数		
			車両系荷役運搬機械	不整地運搬車	整地・積み用・掘削用・解体用	基礎工事用	締固め用	コンクリート打設用				
大学又は高専で、工学に関する学科を卒業した者		2年以上〔5年以上〕	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
高等学校又は中等教育学校で、工学に関する学科を専攻し卒業した者		4年以上〔7年以上〕	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
当該機械の点検、整備又は設計、工作経験のある者		7年以上〔10年以上〕	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
当該機械の運転経験；10年以上の者			14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3		
職業能力開発促進法 旧職業訓練法	運輸装置科の指導員訓練修了者	1年以上						9.5h	9.5h	2		
	建設機械科の職種に係る職業訓練指導員免許取得者	1年以上	9.5h					9.5h	9.5h	2		
	建設機械整備科の訓練修了者	1年以上	9.5h					9.5h	9.5h	2		
	建設機械整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	1年以上	9.5h					9.5h	9.5h	2		
	産業車両整備に係る1級又は2級の技能検定合格者	不要	5.5h							2		
	建設機械施工技術検定1級合格者	1年以上	9.5h					9.5h	9.5h	2		
	建設業法 2級合格者	第1種	1年以上	9.5h			8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
		第2種	1年以上	9.5h			8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
		第3種	1年以上	9.5h			8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2	
		第4種	1年以上	9.5h		8.5h	8.5h		9.5h	9.5h	2	
第5種		1年以上	9.5h		8.5h	8.5h	8.5h	9.5h	9.5h	2		
第6種		1年以上	9.5h		8.5h		8.5h	9.5h	9.5h	2		
1級四輪自動車整備士 2級ガソリン自動車整備士 2級ジーゼル自動車整備士		1年以上	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	3		
厚生労働大臣が定める者	職訓法	港湾荷役科の訓練修了者（フォークリフトの訓練受講者に限定）	4年以上〔7年以上〕	14h						3		
		フォークリフト運転科修了者	同上	14h						3		
	1級2輪自動車整備士 2級2輪自動車整備士 2級3輪自動車整備士 3級3輪自動車整備士 3級自動車シャシ整備士 3級自動車ガソリン・エンジン整備士 3級自動車ジーゼル・エンジン整備士 3級2輪自動車整備士 3級軽自動車整備士		4年以上	14h	14h	14h	14h	14h	14h	14h	3	
	3級自動車シャシ整備士の技能検定に合格し、かつ、3級自動車ガソリン・エンジン整備士又は3級自動車ジーゼル・エンジン整備士の技能検定合格者		3年以上	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	3	
	職能開法；コンクリート圧送施工に係る1級又は2級技能検定合格者		不要						14h		3	
	運転免許（大型、普通、大特）取得10年以上でフォークリフトの運転経験5年以上 研修講師（当該機械）			14h							5	
	特定自主検査資格保有者	車両系荷役運搬機械	フォークリフト	1年以上		9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	2
			不整地運搬車	1年以上	9.5h		9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	
		車両系建設機械	整地・運搬・積みみ用、掘削用及び解体用	1年以上	9.5h		-	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	
			基礎工事用	1年以上	9.5h		9.5h		9.5h	9.5h	9.5h	
締固め用			1年以上	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	-	9.5h	9.5h		
高所作業車	1年以上	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	9.5h	-				

注）現に車両系建設機械（整地・運搬・積みみ用及び掘削用）の特定自主検査を行う資格を有する者は、車両系建設機械（整地・運搬・積みみ用、掘削用及び解体用）の資格を有しているのとみなされます。